

旧阿蘇小学校・旧米本小学校・旧米本南小学校体育施設を使用するにあたっての注意事項

令和4年度から義務教育学校が開校するにあたり、学校跡地となる阿蘇小学校・米本小学校・米本南小学校の恒久的な利用方法が決まるまでの暫定的な利用方法として、学校体育施設開放事業と同様に施設開放を継続することといたしました。

しかしながら、本施設が「小学校」ではなくなることに伴い、使用方法が一部変更となりますのでご注意ください。

主な変更点は以下のとおりとなります。本施設の利用を希望する場合は、これらにつきましてご了承の上、申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

- (1) 使用団体登録申請書等の申請書類がこれまでの様式と異なります。申請される際はご注意ください。
- (2) 学校体育施設開放事業では平日の日中は開放しておりませんが、本施設は平日9時から18時の使用が可能です。
- (3) トイレの使用及び清掃につきましては、各団体の責任において行ってください。(手洗い石けん・トイレトペーパー・清掃用具の持ち込み等) また、ごみ等は必ずお持ち帰りください。
- (4) 令和4年度からの利用はあくまでも暫定的な利用となります。今後、恒久的な利用方法が決定した場合や、その他、施設の維持管理が困難になった場合等は事業を停止する場合があります。